

職務倫理規程

(総則・目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 日本精神科看護協会（以下、本協会という。）の会員、役員及び職員（以下、会員及び役職員という。）が行う事業遂行上の倫理に関する事項を定めることにより、本協会の目的や事業遂行の公正さに対する疑惑や不信の防止を図り、もって社会的な信頼を確保することを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 本協会の会員及び役職員は本協会の設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待にふさわしい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 本協会の会員及び役職員は、常に公平且つ誠実に事業運営にあたり、公序良俗等の社会規範から逸脱することなく、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第4条 本協会の会員及び役職員は、関係法令及び本協会の定款、各種規程を厳格に遵守し、社会規範に違反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

(適正な経理処理)

第5条 本協会の会員及び役職員は、補助金、助成金等の経理処理に関して、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

(私的利得の禁止)

第6条 本協会の会員及び役職員は、公益目的事業に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的利得の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 本協会の会員及び役職員はその職務の執行に際し、本協会と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、本協会が定める所定の手続きに従わなければならぬ。

(人権の尊重)

第8条 本協会の会員及び役職員は、他の会員及び役職員の人権を尊重し、パワーハラスメント、差別及び

セクシュアルハラスメントを行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 本協会の役職員は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を会員に積極的に開示する。

(社会的信頼の向上)

第10条 本協会の会員及び役職員は、基金拠出者、寄附者をはじめとする社会の人々の理解と、信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 本協会の会員及び役職員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第12条 本協会の会員及び役職員は、公益目的事業の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第13条 本協会の役員は、必要あるときは理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監視する。

(免責の制限)

第14条 役職員は、次に掲げることを理由として自らが行った本規程及び法令等の違反行為の責任を免れることはできない。

(1) 本規程及び法令等について正しい知識がなかったこと。

(2) 本規程及び法令等に違反しようとする意思がなかったこと。

(3) 法人の利益を図る目的で行ったこと。

附 則 本規程は、平成24年9月9日から施行する。

平成25年3月23日一部改正

平成26年4月1日法人名変更